

一時保護施設の設備及び運営に関する基準案（仮称）について（概要）

1. 趣旨

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、改正法による改正後の児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第12条の4第3項に基づく、府令委任事項を定めるとともに、所要の経過措置を定めるもの。

2. 概要

法第12条の4第3項において、児童を一時保護する施設（以下「一時保護施設」という）の設備及び運営について条例で定める基準（以下「最低基準」という。）については、都道府県は法第12条の4第3項の内閣府令で定める基準（以下「一時保護施設設備運営基準」という。）に従い又は一時保護施設設備運営基準を参酌して定めるものとされているところ、その一時保護施設設備運営基準を以下のとおり規定する。

(1) 趣旨

- ① 一時保護施設設備運営基準は、一時保護施設に入所している児童が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（児童相談所長及び一時保護施設の管理者（以下「児童相談所長等」という。）を含む。以下同じ。）の支援により、心身ともに健やかにして、安全な生活を送ることを保障するものとする。
- ② 内閣総理大臣は、一時保護施設設備運営基準を常に向上させるように努めるものとする。

(2) 最低基準の目的等

- ① 最低基準は、一時保護施設に入所している児童が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかにして、安全な生活を送ることを保障するものとする。
- ② 都道府県は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。
- ③ 一時保護施設は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。
- ④ 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている一時保護施設においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(3) 一時保護施設の一般原則

- ① 一時保護施設は、入所している児童の権利に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。
- ② 一時保護施設は、児童の保護者及び地域社会に対し、当該一時保護施設の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。
- ③ 一時保護施設は、自らその行う業務の質の評価を行うとともに、定期的

に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

- ④ 一時保護施設には、児童福祉法第 33 条第 1 項に規定する一時保護の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。
- ⑤ 一時保護施設の構造設備は、採光、換気等入所している児童の保健衛生及びこれらの児童に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(4) 一時保護施設と非常災害

- ① 一時保護施設においては、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。
- ② ①の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月 1 回は、これを行わなければならない。

(5) 安全計画の策定等

- ① 一時保護施設は、児童の安全の確保を図るため、当該一時保護施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた一時保護施設での生活その他の日常生活における安全に関する教育、職員の研修及び訓練その他一時保護施設における安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- ② 一時保護施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、①の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- ③ 一時保護施設は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(6) 自動車を運行する場合の所在の確認

- ① 一時保護施設は、児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しなければならない。

(7) 一時保護施設における職員の一般的要件

一時保護施設に入所している児童の保護に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

(8) 一時保護施設の職員の知識及び技能の向上等

- ① 一時保護施設の職員は、常に自己研鑽に励み、児童福祉法第三十三条第一項に規定する一時保護の目的を達成するために必要な知識及び技能の修

得、維持及び向上に努めなければならない。

- ② 都道府県知事は、一時保護施設の職員に対し、その資質の向上のために、一時保護施設に入所している児童の権利の擁護、児童の意見又は意向を尊重した支援の実施その他必要な事項に関する研修の機会を確保しなければならないこととする。

(9) 他の社会福祉施設を併せて設置するときの職員の基準

- ① 一時保護施設は、他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ当該一時保護施設の設備及び職員の一部を併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員に兼ねることができる。
- ② 前項の規定は、入所している児童の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している児童の保護に直接従事する職員については、適用しない。

(10) 入所した児童を平等に取り扱う原則

- ① 一時保護施設においては、入所している児童の国籍、信条、又は社会的身分によって、差別的取扱いをしてはならない。

(11) 児童の権利擁護

- ① 都道府県知事又は児童相談所長は、一時保護施設において一時保護を行うに当たっては児童に対し、児童の権利、児童の権利を擁護する仕組み、一時保護を行う理由その他必要な事項について、年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じた説明を行わなければならない。
- ② 一時保護施設においては、児童の意見又は意向を尊重した支援を行わなければならない。

(12) 児童の権利の制限

- ① 一時保護施設においては、正当な理由なく、児童の権利を制限してはならない。
- ② 一時保護施設において、①の正当な理由がある場合に、やむを得ず児童の権利を制限するに当たっては、その理由について十分な説明を行い、児童の理解を得るよう努めなければならない。
- ③ 施錠等により児童の行動の制限をしてはならない。

(13) 児童の所持品等

- ① 一時保護施設においては、合理的な理由なく、児童の所持する物の持込みを禁止してはならない。
- ② 一時保護施設において、①の合理的な理由がある場合に、やむを得ず児童の所持する物の持込みを禁止するに当たっては、その理由について十分な説明を行い、児童の理解を得た上でこれを行うよう努めなければならない。
- ③ 一時保護施設において児童の所持する物を保管場合は、紛失、盗難、き損等が生じないような設備に保管しなければならない。

(14) 虐待等の禁止

- ① 一時保護施設の職員は、入所中の児童に対し、児童福祉法第 33 条の 10 各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(15) 業務継続計画の策定等

- ① 一時保護施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所している児童に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- ② 一時保護施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。
- ③ 一時保護施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

(16) 衛生管理等

- ① 一時保護施設に入所している児童の使用する設備、食器等又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。
- ② 一時保護施設は、当該一時保護施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。
- ③ 一時保護施設においては、入所している児童の希望等を勘案し、清潔を維持することができるよう適切に、入所している児童を入浴させ、又は清拭しなければならない。
- ④ 一時保護施設は、入所している児童に対し清潔な衣服を提供しなければならない。なお、下着は児童の私物を使用させ、又は未使用のものを提供しなければならない。
- ⑤ 一時保護施設には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(17) 食事

- ① 一時保護施設において、入所している児童に食事を提供するときは、当該一時保護施設内で調理する方法（当該一時保護施設の調理室を兼ねている他の社会福祉施設の調理室において調理する方法を含む。）により行わなければならない。
- ② 一時保護施設において、入所している児童に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、入所している児童の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。

- ③ 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所している児童の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。
 - ④ 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。ただし、少数の児童を対象として家庭的な環境の下で調理するときは、この限りでない。
 - ⑤ 一時保護施設は、児童の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。
- (18) 入所した児童及び職員の健康状態の把握等
- ① 児童相談所長等は、入所した児童の健康状態を把握するために、当該児童の状況等に応じ、医師又は歯科医師による診察その他の必要な措置を講じなければならない。
 - ② 上記の必要な措置の実施により児童の健康状態を把握した医師又は歯科医師は、その結果必要な事項を入所した児童の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ一時保護の解除及び医療上の措置等必要な手続をとることを、都道府県知事又は児童相談所長に勧告しなければならない。
 - ③ 一時保護施設の職員の健康状態の把握に当たっては、特に入所している児童の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。
- (19) 一時保護施設内部の規程
- ① 一時保護施設においては、次に掲げる事項のうち必要な事項につき規程を設けなければならない。
 - (i) 入所する児童の援助に関する事項
 - (ii) その他施設の管理についての重要事項
- (20) 一時保護施設に備える帳簿
- ① 一時保護施設には、入所している児童の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。
- (21) 秘密保持等
- ① 一時保護施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た児童又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
 - ② 都道府県知事は、一時保護施設の職員であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た児童又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。
- (22) 苦情への対応
- ① 都道府県知事は、一時保護施設に入所している児童又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。
 - ② 都道府県知事は、上記の必要な措置として、苦情の公正な解決を図るた

めに、苦情の解決に当たっては当該一時保護施設の職員以外の者を関与させなければならない。

(23) 設備の基準等

- ① 一時保護施設の設備の基準は次のとおりとすること。
 - (i) 児童の居室、学習等を行う室、屋内運動場又は屋外運動場（一時保護施設の付近にある屋内運動場又は屋外運動場に代わるべき場所を含む。以下同じ。）、相談室、食堂（ユニットを整備し、各ユニットにおいて食事を提供する場合を除く。）、調理室、浴室及び便所を設けることとする。
 - (ii) 児童が安全にかつ安心して暮らすことができるよう、ユニットを整備するよう努めることとする。
 - (iii) 児童の居室の一室の定員は、これを4人以下とし、その面積は、1人につき4・95平方メートル以上とすること。
 - (iv) 乳幼児のみの居室の一室の定員は、これを6人以下とし、その面積は、1人につき3・3平方メートル以上とすること。
 - (v) 少年の居室の一室の定員は、1人となるよう努めるとともに、その面積は、8平方メートル以上となるよう努めること。
 - (vi) 複数の児童（少年を含む。）での利用が可能な居室を設け、少年の福祉のために当該居室を利用させることが適当であると認める場合には、当該少年が当該居室を利用できるよう努めること。
 - (vii) 入所している児童の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にする事とする。
 - (viii) 便所及び浴室は、男子用と女子用とを別にする事とする。ただし、少数の児童を対象として設けるときは、この限りでない。
 - (ix) 居室、浴室及び便所を設けるに際しては、入所する児童の年齢、性別、性的指向及びジェンダーアイデンティティ等に配慮すること。
 - (x) 児童30人以上を入所させる一時保護施設には、医務室及び静養室を設けること。
 - (xi) 学習等を行う室及び屋内運動場又は屋外運動場は、児童の人数に応じた必要な面積を有すること。
- ② 児童の居室は、児童が穏やかに過ごすことができ、安心して暮らすことができる環境としなければならない。
- ③ 児童の生活の場は、児童のプライバシーの保護に十分に配慮した環境としなければならない。

(24) 職員

- ① 一時保護施設には、児童指導員、嘱託医、保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の五第五項に規定する事業実施区域内にある一時保護施設にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下同じ。）、看護師、個別対応職員、心理療法

担当職員、学習指導員、栄養士及び調理員を置かなければならないこととする。ただし、児童 10 人以下を入所させる一時保護施設にあつては個別対応職員を、学習指導を委託する一時保護施設にあつては学習指導員を、児童 40 人以下を入所させる一時保護施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができることとする。

- ② 児童指導員及び保育士の総数は、通じて、満 2 歳に満たない幼児おおむね 1・6 人につき 1 人以上、満 2 歳以上満 3 歳に満たない幼児おおむね 2 人につき 1 人以上、満 3 歳以上の児童おおむね 3 人につき 1 人以上とする。
- ③ 心理療法担当職員の数は、児童おおむね 10 人につき 1 人以上とする。
- ④ 学習指導員の数は、児童の人数に応じた適切な数を置くよう努めなければならないこととする。

(25) 夜間の職員配置

- ① 一時保護施設（ユニットを整備していないものに限る。）には、夜間、職員 2 人以上を置かなければならない。
- ② 一時保護施設（①に規定するものを除く。）には、一のユニットごとに職員 1 人以上を置かなければならない。ただし、夜間に配置される職員全体の数は、2 人を下ることはできない。
- ③ 一時保護施設において児童相談所の開庁時間以外の時間における児童福祉法第 25 条第 1 項の規定による通告に係る対応を行う場合には、一時保護施設には、夜間、①及び②に掲げる職員とは別に、当該対応のために必要な職員を置くよう努めなければならない。

(26) 一時保護施設の管理者等

- ① 一時保護施設には、人格が高潔で識見が高く、一時保護施設を適切に運営する能力を有する者を管理者として置かなければならないこととする。
- ② 一時保護施設には、職員の指導及び教育を行う指導教育担当職員を置かなければならないこととする。
- ③ 指導教育担当職員は、一時保護施設における業務又は児童相談所における児童の福祉に係る相談援助業務（児童その他の者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務をいう。）に通算しておおむね 5 年以上従事した経験を有する者でなければならないこととする。
- ④ 一時保護施設の管理者及び指導教育担当職員は、2 年に 1 回以上、一時保護施設の運営に関し必要な知識の習得及びその資質の向上のためのことも家庭庁長官が指定する者が行う研修又はこれに準ずる研修を受けなければならないこととする。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでないこととする。

(27) 児童指導員及び心理療法担当職員の資格

児童指導員及び心理療法担当職員の資格については、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）第 43 条及び第 42 条と

同内容を規定することとする。

(28) 学習指導員の資格

- ① 学習指導員は、教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）に規定する小学校、中学校又は高等学校の教諭の免許状を有する者でなければならないこととする。
- ② 学齢児童及び学齢生徒（それぞれ学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第18条に規定する学齢児童及び学齢生徒をいう。）を入所させる一時保護施設であって学習指導員を二人以上配置するものにあつては、小学校の教諭の免許状を有する学習指導員及び中学校の教諭の免許状を有する学習指導員をそれぞれ一人以上置くよう努めなければならない。

(29) 養護

- ① 一時保護施設における養護は、児童に対して安定した生活環境を整えるとともに、生活支援、教育を行いつつ児童を養育することにより、児童の心身の健やかな成長を支援することを目的として行わなければならない。
- ② 学習等を行う室、屋内運動場、屋外運動場等における活動は、それらの面積及び利用する児童数を勘案して、児童の安全が確保されたものでなければならない。

(30) 生活支援、教育及び親子関係再構築支援等

- ① 一時保護施設における生活支援は、児童の自主性を尊重しつつ、基本的な生活習慣を確立するとともに豊かな人間性及び社会性を養うことができるように行わなければならない。
- ② 一時保護施設における教育は、児童がその適性、能力等に応じた学習を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供等の支援により行わなければならない。
- ③ 一時保護施設は、学校教育法第一条に規定する学校（幼稚園を除く。）に在籍している児童が適切な教育を受けられるよう、当該児童の希望を尊重しつつ、その置かれている環境その他の事情を勘案し、通学の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- ④ 一時保護施設は、児童の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるよう、必要な支援等を行わなければならない。
- ⑤ 一時保護施設は、児童が適切な支援を受けられるよう、一時保護の解除後も当該解除を行った児童相談所に必要な協力をするよう努めなければならない。

(31) 関係機関との連携

児童相談所長等は、児童の通学する学校及び必要に応じ警察、医療機関等関係機関と密接に連携して児童の支援に当たらなければならない。

(32) その他の所要の改正

その他大都市等の特例等所要の事項について定めるものとする。

(33) 都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準及び参酌すべき基準

① 都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準

- (i) 法第 12 条第 3 項第 1 号関係：(9) ② (入所している児童の保護に直接従事する職員に係る部分に限る。)、(24) から (28) まで
- (ii) 法第 12 条第 3 項第 2 号関係：(9) ② (入所している児童の居室及び各施設に特有の設備に係る部分に限る。) 並びに (23) ① (i) (調理室に係る部分を除く。) 及び (iii) (面積に係る部分に限る。)
- (iii) 法第 12 条第 3 項第 3 号関係：(5)、(6)、(8) ②、(10) から (14) まで、(17)、(21)、(23) ① (i) (調理室に係る部分に限る) 及び③並びに (30) ③

② 都道府県が条例を定めるに当たって参酌すべき基準

①に定める基準以外のもの

(34) 経過措置

- ① この府令の施行の際現に存する一時保護施設の建物（建築中のものを含み、この府令の施行の後に全面的に改築されたものを除く。）の設備については、(23) ①は適用せず、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第 41 条の規定を準用する。
- ② 一時保護施設の職員の確保の状況その他特別の事由により、一時保護施設の職員の数及び夜間の職員体制につき、この府令で定める規定により難しいときは、当該一時保護施設は、令和 8 年 3 月 31 日まで、これによらないことができる。この場合においては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第 42 条及び第 46 条の規定を準用する。
- ③ この府令の施行の日から令和 8 年 3 月 31 日までの間は、(26) ③の規定にかかわらず、一時保護施設には、児童福祉司であって、職員の指導及び教育を行うために必要な知識及び経験を有する者として児童相談所長が適当と認めたる者を指導教育担当職員として置くことができる。

3. 根拠条項

法第 12 条の 4 第 3 項

4. 施行期日等

公 布 日：令和 3 年 3 月下旬（予定）

施行期日：令和 6 年 4 月 1 日